

安濃中央総合公園内体育館



メインアリーナ

サブアリーナ



メインアリーナ観覧席

トレーニングルーム

エントランスホール



会議室

役員室

幼児室

所在地	津市安濃町田端上野 8 1 8
施設内容	<p>○競技場</p> <p>メイン競技場 1, 702㎡</p> <p>【使用可能種目】バスケットボール2面、バレーボール（6人制）3面、バドミントン8面など</p> <p>サブ競技場 829㎡</p> <p>【使用可能種目】テニス1面、剣道2面、柔道1面 など</p> <p>○観覧席 メイン競技場観覧席396人及び身障者用8人、サブ競技場観覧席120人</p> <p>○トレーニングルーム</p> <p>【設備器具】ランニングマシン、エアロバイク、ショルダープレス、パタフライ・チェストプレス、レッグプレスなど</p> <p>（インストラクターが、毎週火曜日、木曜日、土曜日夜間に指導します。初めに利用講習の受講が必要）</p> <p>○会議室（1～4）96人、役員室8人、放送室、幼児室、控室</p> <p>○更衣室 あり（シャワーあり）</p>
施設利用時間	9：00～21：30
駐車場	150台（安濃中央総合公園と併用）
連絡先 （お問い合わせ先）	<p>（安濃中央総合公園内体育館事務室）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TEL 059-268-0100 ・FAX 059-268-3220

安濃中央総合公園内体育館の利用料金（単位：円）

			時間区分	①	②	③
使用区分				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで
メインアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	5,000	6,500	8,000	
		その他の場合	10,000	13,000	16,000	
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	15,000	20,000	25,000	
		その他の場合	30,000	40,000	50,000	
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		60,000	80,000	100,000	
	メインアリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 1,000			
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100	
高校生以上・一般		300	300	300		
サブアリーナ	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	2,500	3,300	4,000	
		その他の場合	5,000	6,500	8,000	
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	7,500	10,000	12,500	
		その他の場合	15,000	20,000	25,000	
	営利又は宣伝を直接の目的とする場合		30,000	40,000	50,000	
	サブアリーナ照明		1時間（1時間未満は、1時間とする。）当たり 600			
	一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100	
高校生以上・一般		300	300	300		
シャワー室	入場料等を徴収しない場合		1人1回につき		100	
	入場料等を徴収する場合		1人1回につき		200	
トレーニングルーム	個人使用	中学生	1回につき		100	
			回数券（6回）		500	
		高校生以上・一般	1回につき		300	
			回数券（6回）		1,500	
	会員使用	中学生	1箇月		1,000	
		高校生以上・一般	1箇月		3,000	

会議室 (1室につき)	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 500
		その他の場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 1,500
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 1,500
		その他の場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 4,500
役員室及 び控室	入場料等を徴収しない場合	スポーツのために使用する場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 300
		その他の場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 900
	入場料等を徴収する場合	スポーツのために使用する場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 900
		その他の場合	1時間(1時間未満は、1時間とする。)当たり 2,700

1 次の各号の一つに該当する場合は2分の1、二つに該当する場合は4分の1、すべてに該当する場合は8分の1をそれぞれ当該利用料金に乗じた額を各々の場合の利用料金とする(一般公開日における個人使用の場合を除く。)

(1) メインアリーナ又はサブアリーナの使用面積がその床面積の2分の1(中央で区分する。)以下のとき。

(2) 使用時間が定められた時間区分の2分の1(午前10時30分、午後3時又は午後7時45分を基準時間として区分する。)以下のとき。

(3) 使用の準備のために使用するとき。

2 定められた時間区分を延長し、又は繰り上げて使用した場合の利用料金は、当該時間区分に係る利用料金に、時間区分②の利用料金の4分の1の額にその延長し、又は繰り上げて使用した時間(1時間未満は、1時間とする。)を乗じて得た額(100円未満の端数は、100円とする。)を加算する(一般公開日における個人使用の場合を除く。)。ただし、時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用することとなる場合は、次項の規定による。

3 時間区分①、②、③の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各時間区分に係る利用料金の合計額とする。

4 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。

- 5 冷暖房時の会議室並びに役員室及び控室の利用料金は、当該施設の利用料金の3割増しの額とする。
- 6 一般公開日における個人使用の場合のメインアリーナ照明及びサブアリーナ照明の利用料金は、無料とする。
- 7 市外の者が使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の2倍の額とする。